

平成 26 年 4 月 10 日  
一般財団法人淳風会 健康管理センター  
センター長 浜田 宏

## 基準値改訂のお知らせ

淳風会健康管理センターでは、法令・規則・各学会から出される基準値・ガイドライン等を参考にして適宜健康診断判定基準値の見直しを行っています。

今年度は【肝機能判定】を見直し、改訂を行いました。主な改訂点は下記の通りです。

- 肝機能検査の基準値は、日本人間ドック学会の基準値により近い数値に変更しました。

### 《従来の基準》

検査項目	標準値	境界値	軽度異常	異常	高度異常
AST (GOT)	≦30	31-40	41-60	61-99	≧100
ALT (GPT)	≦30	31-40	41-60	61-99	≧100
γ-GTP	≦50	51-73	74-100	≧101	



### 《変更後》

検査項目	標準値	境界値	軽度異常	異常	高度異常
AST (GOT)	≦30	31-35	36-50	51-99	≧100
ALT (GPT)	≦30	31-40	41-50	51-99	≧100
γ-GTP	≦50	51-80	81-100	101-199	≧200

- 総合健診結果報告書《肝臓・胆のう系検査》所見欄に従来記載していましたが『問題なし』の所見表現を『肝機能境界値』の表現に変更しました。
- 判定区分について、従来【H：要治療】区分まで設定していましたが、今回の見直しで【G：要精密検査】区分にとどめることとしました。

標準値（正常値）の変更はありませんので、従来の【A：異常なし】区分の基準に変更はありません。

淳風会といたしましては労働安全衛生法等の法制度や各学会の基準値変更により今後も基準値の変更を随時行っていく予定です。

受診者の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、医学的により適正な判定とするための変更とご理解頂き、ご了承いただきますようお願い申し上げます。